

令和6年度 町 県 民 税 の申告と確定申告についてのご案内

牟岐町役場
税務会計課

★町県民税の申告について

令和5年中の収入・必要経費及び所得控除について申告してください。(令和5年1月1日～令和5年12月31日)
税務署に確定申告をされる人、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が当町へ提出されている人、所得が公的年金等に係る所得のみで支払者から公的年金等支払報告書が当町へ提出されている人は、原則、申告不要です。ただし、各種所得控除(医療費控除、雑損控除等)を追加する人や年の途中で退職し、年末調整のできていない人は申告してください。

★国民健康保険税の申告について

国民健康保険に加入されている世帯については、町県民税で申告不要となる人を除き、所得の有無によらず、必ず申告してください。申告がない場合、国民健康保険税の軽減審査の対象外となります。

『不利益にならぬように必ず自主申告をしましょう』

なお、町県民税並びに所得税の確定申告は3月15日が期限ですが、次のとおり納税相談会場を設けますので、ご利用下さい。

※納税相談日程 2月28日～3月1日は役場での受付は行っていません。

令和6年	2月16日	金	9:00～17:00	役場1階 応接室	灘、古牟岐、東の東
	19日	月	9:00～17:00	//	東の中、同倫
	20日	火	9:00～17:00	//	東の西、川長、天神前
	21日	水	9:00～17:00	//	関、清水、杉王
	22日	木	9:00～17:00	//	山田、大谷
	26日	月	9:00～17:00	//	本町、中の島、上の町
	27日	火	9:00～17:00	//	西浦、内妻
	28日	水	9:00～12:00	出羽島漁村センター	出羽島
	29日	木	9:30～16:00	平野コミュニティセンター	西又、笹見、平野、川又
	3月1日	金	9:30～16:00	小松コミュニティセンター	辺川、喜来、橘、赤水
	4日	月	9:00～17:00	役場1階 応接室	予備日
	5日	火	9:00～17:00	//	予備日

役場の相談会場は1階です。指定された日にご利用ください。

来場の際は、次の書類等をお持ちください。

- ①源泉徴収票、領収書などの申告書作成に必要な書類
- ②マイナンバー確認書類及び本人確認書類

混雑緩和のため、ご自身がお住まいの地区の相談受付日にお越しください。

牟岐町役場税務会計課 ☎72-3410 ・ 阿南税務署 ☎(0884) 22-0414

※阿南税務署は自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

阿南税務署よりお知らせ

◆申告相談日程

会 場	日 時
阿南税務署 3階大会議室 (所在地：阿南市富岡町滝の下4-4)	令和6年 2月16日(金)～3月15日(金) 【受付時間】8:30～16:00(土日、祝日を除く)※相談開始は9時からとなります。

- ①確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。
- ②駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。
- ③確定申告会場では、申告書作成について、ご自分の「スマートフォン」を用いた操作・作成指導を行っております。マイナンバーカードをお持ちの方は、暗証番号※をご持参ください。

※ 暗証番号は、利用者証明用電子証明書用(数字4桁)及び署名用電子証明書用(英数字6～16桁)の2種類です。

*申告書はできるだけ自分で作成していただき、お早めに提出してください。

確定申告会場への来場を検討されている方へ

◎入場整理券が必要です

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付方法には、2通りあります。

- ① オンラインで 事前発行 (来場を希望される日の2営業日前までに発行してください。)



LINE アプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

- ② 確定申告会場で 当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。配付状況は国税庁HPから確認できます。

◎感染症対策のお願い

入場の際の検温及び手指消毒の実施にご協力をお願いいたします。

○来場の際は、次の書類を必ずお持ちください。

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード等の本人確認書類

マイナンバーの記載は、申告書を提出する際、毎回必要になります。



スマホアプリ納付 (Pay払い)



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

スマートフォン決済専用のWebサイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、納税者が利用可能な6つのPay払い(〇〇ペイ)を選択して納付する手順です。

- ※ 事前手続きは不要で、いつでも場所を選ばずどこでも利用ができます。
- ※ 領収証書は発行されません。

裏面もご覧ください。

確定申告・納税の期限

◎令和5年分の確定申告・納税の期限は、
 所得税及び復興特別所得税 …令和6年3月15日(金)
 個人事業者の消費税及び地方消費税…令和6年4月1日(月)
 贈与税 …令和6年3月15日(金)
 となっています。ぜひご自宅からe-Taxをご活用ください。

確定申告書の作成は
 コチラ！



スマホやパソコンでご自宅から申告を！

確定申告は便利なe-Taxで！

e-Tax を
 利用すると…

申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税
 贈与税 3月15日(金)

消費税及び地方消費税 4月1日(月)

e-Taxのご利用に当たっては
 事前に準備が必要です



さあ！ネットで申告



- ① 自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告**
 税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。
 また、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲も広がっています。
- ② 24時間いつでも利用可能**
 メンテナンス時間を除き、いつでも利用可能です。
- ③ 還付がスピーディー**
 e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
 ※ 自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。
- ④ 添付書類を提出省略**
 生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

- マイナンバーカード(電子証明書)の取得
 住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。
 マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問合せください。
- ICカードリーダライタ又はスマートフォンの用意
 マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタは、地方公共団体情報システム機構が運営する「公共認証サービスポータルサイト」でご確認の上、用意してください。
 なお、マイナンバーカードを利用して申告される方は、利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードが必要です。



対応機種はこちら！

【マイナンバーカードをお持ちでない方も！】

- ID・パスワード方式でe-Tax申告ができます！
 用意するもの ①ID(利用者識別番号) ②パスワード(暗証番号)
 ※ 発行を希望される方は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
 ※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

確定申告書等作成コーナーはこちら



確定申告などに関するお問い合わせについて

お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。
 間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いします。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。受付時間：令和6年1月15日～4月1日まで
 月曜日～金曜日(休祝日を除く。) 9:00～20:00
 日曜日(2月18日、25日、3月3日、10日に限る。) 9:00～20:00

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金)。

確定申告電話相談センター

☎ 0570-00-5901 自動音声案内に従い『0』を選択してください。

※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。受付時間：令和6年1月17日～3月15日まで
 月曜日～金曜日(祝日を除く。) 8:30～17:00
 日曜日(2月18日及び2月25日に限る。) 8:30～17:00

チャットボット

AI(人工知能)を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットから24時間(メンテナンス時間を除く)所得税や消費税の確定申告に関するご相談やインボイス制度に関するご相談を受け付けています。
 質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAIが自動回答します。



チャットボット「ふたば」へのご相談はこちら

振替納税・スマホアプリ納付について

振替納税

こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

【詳細情報】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。



※ 振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。

納税のために金融機関又は税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続きを済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。